

令和7年度第1回広島市男女共同参画審議会会議録

1 開催日時

令和7年6月6日（金）13時30分から15時30分

2 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

3 出席者

- (1) 委員（景山委員以降50音順）（15名中8名出席）
木谷会長、寺本副会長、景山委員、澤津委員、嶋治委員、中井委員、林委員、森委員
- (2) 事務局（広島市）
人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

あり

6 会議次第

- (1) 開会
- (2) 市民局長あいさつ
- (3) 議事
ア 第3次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和6年度（2024年度）実施結果及び令和7年度（2025年度）実施計画について
イ 「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査」の結果報告
ウ 第4次広島市男女共同参画基本計画の策定について（施策の方向性及び骨子案の検討）
- (4) 閉会

7 資料

- (1) 第3次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和6年度（2024年度）実施結果及び令和7年度（2025年度）実施計画
- (2) 「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査」報告書（概要版）
- (3) 広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果について
- (4) 第4次広島市男女共同参画基本計画の策定について
- (5) 第3次広島市男女共同参画基本計画の推進状況について
- (6) 第4次広島市男女共同参画基本計画の体系
- (7) 第4次広島市男女共同参画基本計画の骨子（素案）

8 会議内容

- (1) 開会
- (2) 市民局長あいさつ
- (3) 議事
- (4) 閉会

9 発言の要旨

【木谷会長】

まず、議題1「第3次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組に係る令和6年度（2024年度）実施結果及び令和7年度（2025年度）実施計画について」、資料1の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

（資料1を説明）

【木谷会長】

ただいまの事務局からの説明について、確認したい点や気になった点がありましたら、御指摘いただければと思います。

【寺本副会長】

資料1の13ページの基本施策4にある「性感染症予防事業」について、性感染症予防だけではなく、性暴力や性犯罪の被害を防止するためにはどうしたら良いのかということを考える必要があると思います。

今、子どもたちの間で、性被害、性加害、デジタル性暴力が問題となっています。特に、LINEのメッセージやInstagramのDMで裸の写真を送るよう命令されるといったデジタル性暴力に関する相談が非常に多く寄せられています。そのため、子どもたちに、こうした行為が相手を傷つけてしまうことや一度流出した画像は回収できない可能性があるということをお教えしていかなければならないと思います。

性感染症予防事業と根本は同じだと思いますので、そういうことも触れていただきたいです。

【木谷会長】

続きまして、議題2「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査の結果報告について」、資料2及び資料2-1の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

（資料2及び資料2-1を説明）

【木谷会長】

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御意見、御質問等を頂きたいと思えます。

【景山委員】

今回のアンケート調査結果は、無作為抽出のため、専業主婦や専業主夫が含まれていますが、これらの方を含めた結果では、家事全般に要する時間等の調査結果に影響を及ぼすのではないかと思います。共働き又はシングル家庭においては、支援が必要となるケースが多いと考えられるため、調査結果に専業主婦や専業主夫を含めることにより問題が見えにくくなるのではないかと懸念します。主婦・主夫を含めずアンケート結果を集計することで、もう少し問題が見えてくるのではないかと思います。

また、家庭における性別役割分担意識に関する設問では、依然として「妻が中心」という回答が圧倒的に多いです。性別役割分担意識を持たないといった数値の割合の推移は、広島市の男女共同参画基本計画の推進状況を確認するための指標の一つになるのではないかと思います。

次に、最近話題となっている不登校の子どもについてです。

不登校の子どもがいる家庭の場合、親が時間の融通が利かない仕事をしていると大変だと思います。その場合、介護休暇のように、短時間の休暇を取得しやすい環境があれば、非常に助かると思います。

また、広島市には、不登校の子どもに関する相談場所があまりありません。相談場所の支援を必要とする人は多いと思いますので、そういった支援を御検討いただければと思います。

【木谷会長】

今の御質問について、事務局から説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

アンケート調査結果について、クロス集計を行い、共働き世帯や単身世帯の数値を抽出して集計することは可能ですので、今後、調査結果をお示しできればと思います。

次に、不登校のこどもに関する相談窓口については、どこに、どのような相談窓口があるのか、ママ友同士やSNS等で情報収集されている人もいますが、行政からもそういった情報を市民の方々に対して周知する必要があると考えています。

【木谷会長】

不登校のこどもについて、アンケート調査、あるいは広島市男女共同参画基本計画の中に盛り込まれているのでしょうか。

【男女共同参画課長】

アンケート調査の問 24 に「家族の問題を抱えている（不登校、非行、依存症、引きこもり、相続争いなど）」という選択肢を入れており、二番目に回答が多いという結果となっています。

なお、問 24 は、第 4 次広島市男女共同参画基本計画を女性支援新法に基づく市町村推進計画と位置付けることを踏まえて追加した設問です。

【中井委員】

資料 2-1 の 11 ページ「4 地域での男女共同参画について」の問 19 の「生理用品などを安心して受け取れる配布場所や方法の検討」という選択肢は、質問のフレーミングによって少し結果が変わるのではないかと思います。令和 6 年能登半島地震のときに、高齢女性の方から「若い男性に大人のオムツを取ってもらうようお願いすることは気が引ける」という意見がありました。そのため、この選択肢が「生理用品や大人のオムツなどの配布場所の検討」と書かれていたら、高齢者の回答率が高くなっていたのではないかと考えます。

防災は、事前防災、事後防災と二つあります。事前防災とは、適切な避難行動など命を守ることです。事後防災とは、命を守った後にどう命をつなぐか、ということであり、具体的には、備蓄品や非常食を備えることや避難所の環境を整備することなどを指します。

まずは命を守ることを最優先にするため、広島県や広島市では事前防災を推進しています。例えば、小学校や中学校で、防災に関する授業を依頼されたときは、45 分や 50 分と限られた時間の中で、事前防災と事後防災の両方を説明することは時間的に難しいため、事前防災を選択することが多くなります。アンケートの結果は、避難所において女性にも配慮が必要であるということを十分伝えきれてなかったことが 1 つの要因ではないかと反省しています。今後は、事前防災と事後防災を両立した授業も実施する必要があると感じました。

また、資料 2 には自由意見が掲載されていませんので、自由意見も拝見したいです。

【木谷会長】

事後防災について、重要な御指摘を頂いたと思います。

今の御意見について事務局から説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

自由意見等も掲載している全体版については、不備が数箇所あったため、修正後、委員の皆様にお示しさせていただきます。

【嶋治委員】

資料 2 の 29 ページの問 15-2 について「管理職の仕事に魅力を感じないから」という回答が 30.5%となっています。女性管理職の数を増やそうとしている中で、現在は、個々の職場における女性管理職の就業環境や企業風土などを踏まえた個別具体的な対応が必要になってきていると感じます。

私は、広島市男女共同参画推進センター（「ゆいぽーと」）で年 1 回「女性管理職ホッペでトーク座談会」という交流会を行っています。この交流会において、ここ数年で感じることは、簡単に答えを出すことができないような個別具体的な相談が非常に多いということです。管

理職昇進への意識は高まっているが、自分らしく働きながら管理職として能力を発揮するまでには至らず悩んでいる女性が増えています。こうした問題に関して、行政がどこまで関わるか、線引きが難しいとは思いますが、今回のアンケート調査結果を踏まえて、広島市として何か関わることができれば良いのではないかと感じました。

また、女性が仕事をするためには、健康における様々な課題があります。特に管理職になると、ストレス耐性に加えて更年期の症状の問題や介護の問題が出てきます。介護については、ヤングケアラーの方もいらっしゃるため、一概に年配の方と決めつけることはできませんが、介護は女性に対応するものという慣習がまだ残っています。少しずつ意識は変わっているものの、依然として女性に求められる役割が多いと感じています。働く上で女性特有の健康課題があることを女性以外にも理解してもらえるような取組を広島市で検討していただければと思います。

【木谷会長】

これまで女性が管理職への昇格を希望しない原因として、女性は管理職への昇格に対する意識が低く、管理職へ昇格したいという気持ちになっていない点が指摘されました。そのため、女性の意識を変える研修をしなければならぬとの結論に至りましたが、その前に、男性管理職の働き方にも問題があるのではないかと、女性の意識改革も踏まえた上で、男性管理職の問題のある働き方を変える必要があるとの考え方が生じて、これがまさにワーク・ライフ・バランスや働き方改革ということです。

そして、今、第三の段階となり、男性管理職の働き方に問題があるのではなく、管理職、マネジメント職そのものに問題があるのではないかとされています。管理職やマネジメント職は、最近「罰ゲーム」と言われており、今は女性だけではなく男性も管理職への昇格を希望しない状況で、問題は複雑化しています。この設問については、昔と今で意味合いが変わってきていると思います。

【寺本副会長】

今回のアンケート調査には、新たに女性支援新法に関する設問を入れていただきました。

女性支援新法は昨年度に施行されましたが、弁護士目から見ても、法の趣旨に則った運用がしっかりとできているかどうか、まだ分かりません。施行から一年しか経っていないので、現場も試行錯誤という状況です。

広島市は、まだ女性支援新法に基づく計画を策定されていませんが、広島県は令和5年に計画を策定しました。女性ならではの問題があることは、女性支援新法という、いわゆる国のレベルで規定されていることでもあり、広島市は政令指定都市として計画を策定すべきです。とにかく早く着手していただきたいと思います。

新しい支援体制を作れとは言いませんが、どのように女性支援新法の視点を入れて、配偶者暴力相談支援センター等、今ある支援体制を運用していくのかということ、実際の支援の状況を踏まえて検討していただく必要があると思います。しかしながら、この審議会では多岐にわたる施策を取り上げるため、実施している取組の概要のみ御報告いただいています。そのため、どのような支援が行われているのか、あるいは利用者たちの相談目的が達成されているかどうかといったことは、この審議会では分かりません。しかし、それらを明らかにしなければ、取組の効果が見えないと思います。報告できる項目に限界があることは十分理解していますが、やはりそういう視点を持って、第4次広島市男女共同参画基本計画を作らなければならないと思います。

【木谷会長】

続きまして議事3「第4次広島市男女共同参画基本計画の策定について」、資料3から資料6の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

(資料3～資料6に沿って説明)

【木谷会長】

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【中井委員】

「女性地域防災リーダーの割合を増やす」という指標は、数値を上げるだけではなく、増えた女性地域防災リーダーの方々はどう御活躍いただくのかといった中身を拡充していく必要があると思います。

今、広島市の取組は、女性地域防災リーダーの数値向上を求めるだけになっており、徐々に形骸化していると思います。そのため、ただ単に数を増やすだけではなく、中身があるものに変えた方が良いと思います。

令和7年5月に改正された災害救助法には福祉サービスの提供が追加されており、これまでに以上に福祉関係者が地域の方と一緒にやって要配慮者を支援していくことになります。所管は災害予防課だと思いますが、現状、広島市では地域の推薦や地域活動の実績がなければならぬことができない地域防災リーダーについて、今後は、地域におられる福祉関係者の方々にも門戸を開くことを検討していただけたら良いのではないかと思います。

【森委員】

令和6年4月に施行された女性支援新法について、どれだけの市民に周知されているのかということが非常に気になっています。女性支援新法を知ってもらうために、例えば出前講座を実施するなど、女性支援新法や相談窓口の周知について取り組んでいただきたいです。広島市女性団体連絡会議が開催する会議やセミナー等でも、性暴力や女性支援新法などについて取り上げていますので、広島市にも是非力を入れていただきたいと思います。

資料2の話になりますが、アンケート調査結果について、回答者1,145人のうち、60歳以上が501人となっています。高齢者が多いと、どうしても男性優遇という意見が多くなると思います。70歳以上の方であれば、恐らく意識を変えることは難しく、家庭内で「男女平等」と主張できない人が多いと思うので、可能であれば、今後は、意識を変えることができる可能性がある若い人々をモニターにして調査を実施したら良いのではないかと思います。

【寺本副会長】

一般市民への啓発は非常に難しいと思います。いまだに「DVの相談窓口を知らない」又は「DVを受けていたが、一度も相談したことがない」という回答が多いのは、当事者本人が、自分がDVを受けていることに気付いていないからです。どんなに「DVは駄目です。」と啓発したところで、自分の事だと思っていなければ、話は入ってきません。そのため、相談支援職の方に、DVや児童虐待がどのような状況で起こり、その結果どのような精神状態に陥るのかということを学んでもらう必要があります。相談支援職の方が知識を身に付けることで、DV相談に来たわけではない人に対しても、何らかのことで接したときに「もしかしたら、この人はDV被害者かもしれない。」と気付くことができるので、そういった視点を持っていただくことが重要です。

行政機関には相談支援職の方が多くいらっしゃるので、相談支援職の方に研修を受けていただき、DV、虐待、性被害の被害者がどのような状態なのかということを知っていただくことが一番有効だと思います。市職員の方は、自分の部署のことは分かるが、他部署のことは全く分からない、又は情報提供したものの、その後支援がどう流れていくか分からないという方が多い印象です。しかし、気付いた時に必要な相談窓口につなぎ、必要があれば連携して対応することが必要です。

女性支援新法に明示されているとおり、少しずつでも横の連携をつなげて、対象者への支援が途切れることなく対応できるよう進めていく必要があると思います。消防士や警察官は研修を実施していると聞いていますが、生活保護のケースワーカーなどにも研修を実施すべきだと思います。ケースワーカーは人数が多いため、研修が間に合わないこともあるかと思いますが、そういったことを行わなければ上手く連携できないと思います。

市職員の研修やスキルアップに関する取組は、比較的取り組みやすく、効果が出やすいので、ぜひ取り入れていただけたらと思います。

【木谷会長】

ありがとうございました。

澤津委員、全体を通してでも構いませんので、何か御意見をいただければと思います。

【澤津委員】

先程、寺本副会長がおっしゃった市職員への研修は、DV被害者の保護や相談などに有意義ではないかと思われました。DV被害者への支援については、第3次広島市男女共同参画基本計画の基本方針4にあるとおり、いろいろ取り組んでいらっしゃると思いますが、これらに加えて加害者への支援という視点があっても良いのではないかと思います。

例えば、ストーカー犯罪の加害者に対して、警察を通じて、医者のカウンセリングを受けてもらうという取組があります。この取組は、警察庁自体が主体となり、旗振り役になって積極的に働き掛けるようにしています。

DV加害者に対しても、カウンセリングを行うことにより、加害者自身が、お酒を飲んだらDVを繰り返してしまうといった自分の特性や性格について考えることができるので、加害者への支援という観点から、DV加害者への対策や指導にも取り組んでいただけたら良いのではないかと思います。

【木谷会長】

ありがとうございました。

林委員、何か御意見がありましたらお願いします。

【林委員】

第3次広島市男女共同参画基本計画については、これまでの取組をさらに一歩進めるような取組を考えておられて、方向性は良いと思います。

女性管理職の比率を増やすといった取組は、短期間ですぐに結果に表れるものではないので、まずは、そういうことに取り組む企業の数を増やすことが重要であると思っています。第3次広島市男女共同参画基本計画を策定されたときは、女性活躍推進法において、従業員数301人以上の企業は一般事業主行動計画策定について法定義務と定められていたため、施策の指標を「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす」とされていたのだと思います。しかし、令和4年に女性活躍推進法が改正され、従業員数101人以上の企業が法定義務となっていますので、計画を見直されるときには、企業の規模について見直す必要があると思います。

また、男性の育児休業の取得率については、現状が51.4%ということですが、国の2025年度の目標が50%、2030年度の目標が85%となっており、高い目標が立てられていますので、2030年度の目標値である85%を意識した目標値を設定すると良いと思います。

評価の中で、唯一数値が下がっている「男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす」という指標については、正直悩ましいところだと思います。ある調査では、男性の家事育児時間が増えると第二子が増えるという話もありますので、そういったことが可能になるにはどうしたら良いのかということを考える必要があると思います。男性の長時間労働やそういった行動慣行を見直す中で、男女ともに早く帰ることができるようにすることも必要ですし、それと並行して、男性自身に「自分も家事をしなければならない」と思わせる、あるいは女性自身に「もう少し、夫にやってもらおう」と思わせるといった働き掛けも必要だと思います。知恵を出し合っただけで様々な取組を組み合わせて取り組んでいく必要があると思います。

そして、先程、寺本副会長から、被害者自身は自分がDV被害を受けていることに気付いていないことが多いという話がありました。私は、以前、性犯罪、性暴力といった業務に携わっていた際に、加害者が、非常に暴力的になったと思ったら、急に優しくなり、なかなか別れようにも別れられないという状況が続き、精神的にも加害者の言いなりになるという事例を聞いたこともあり、非常に難しい問題であると感じました。

労働局もセクシュアルハラスメントの相談等を行っていますので、先程お話があったように、そうした相談の中で行政職員が相談者の異変に気付くことが重要だと私も思います。

【景山委員】

最近、交際が低年齢化していると感じています。交際の低年齢化自体は問題ではありませんが、小学生においては、お互いに好きであることを確認しただけでもう付き合っているという状況です。「デートDV」という言葉が、高校生など現実に起きる可能性がある世代にどのくらい浸透しているのかが気になります。

先程、自分がDV被害を受けていることに気付かないという話があったように、高校生は、何か苦しんでいることがあったとしても、自分がデートDV被害を受けていることに気付か

ず、自分の中で抱え込んだままになってしまうのではないのでしょうか。子どもたちが知識を身に付けて自分の身を守るために、教育の中でデートDV防止に関する知識を身に付ける時間を取り入れても良いのではないかと思います。市として、そういったことを促進する取組があれば良いと思います。

【森委員】

資料5の基本方針4の(1)の吹き出しについて質問します。

配偶者等以外の暴力とは、具体的にはどのようなことでしょうか。また「配偶者等以外の暴力を基本施策4に集約した上で、若年層向けの教育・啓発に重点的に取り組む」とありますが、具体的にどのようなことを考えているのか教えてください。

【男女共同参画課長】

資料5の基本方針4の(2)に「配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実」とあり、こちらはDV防止法に則った支援を想定しています。

対して、(1)にある配偶者等以外の暴力とは、例えば同居していないパートナーからの性犯罪・性暴力を指しており、第4次広島市男女共同参画基本計画においては、第3次広島市男女共同参画基本計画の基本方針4の(1)と(4)を集約し、基本方針4の(1)としています。

最近は交際自体が低年齢化しており、アンケート調査においても、学校での教育が重要ではないかという回答がありました。調査結果を受けて、若年層向けの教育・啓発について、小中高や大学等といった教育の現場で啓発していくことが重要と考えています。デートDVが後々のDVに繋がる可能性もあることから、若いうちからどういったことがDVになるのか気付かせる取組を行い、DV被害の芽を摘むことが必要だと考えています。

当課では、現在、リーフレットやSNS等でデートDVに関する啓発を行っています。さらに、今後はデートDVに気付いてもらえるような取組を促進したいと考えています。

【嶋治委員】

行政からのアプローチについては、どこまで踏み込むべきか線引きが難しいと思います。

日本の教育は、一般的には男女ともに同等の教育を受けることができる環境にあるため、DV防止はもちろん、性別役割分担意識の解消や個人のそれぞれの大事にしたい価値観の尊重についても、若いうちから教育していく必要があると思います。広島市もそういった教育に積極的に関わることができれば良いのではないかと思います。

東京で性別役割分担意識の解消が進んでいるのであれば、その動きを地方にも広めていただく必要があります。地方こそ性別役割分担意識が根深く残っているので、時間がかかったとしても、民間も行政の立場からもアプローチしていく必要があると思います。

【寺本副会長】

今日の議論の中で、高齢女性の方が避難所で大人のおむつを若い男性から受け取ることは抵抗があるという話がありました。気持ちはよく分かりますが、これは、介護は若い男性が関わるものではないというアンコンシャス・バイアスの裏返しだと思います。

高齢女性の方が、若い男性に介護等の相談をするのは恥ずかしいと感じることも一つのアンコンシャス・バイアスです。それが世代間で連鎖して「やはり育児や介護は女性がするもの」という考えが定着してしまいます。これに関しては、どこまで配慮して、どこまで考え方を変えていくのか、非常に難しい問題だと思います。

【中井委員】

避難所に関するアンコンシャス・バイアスは、女性と男性だけではなく、女性の世代間でもいろいろあります。他の自治体では、自分たちがアンコンシャス・バイアスを持っていることに気付くための取組を行っています。具体的には、炊き出しはどのような人がやっているのか、あるいは段ボールベッドは誰が作っているのかを想像しながら絵を描いてもらうという取組です。恐らく、高齢女性の方は、女性が炊き出しをしている絵を描くと思います。それに対して、若い方が炊き出しをしている男性の絵を描き、それを高齢女性が見ることで、自分たちのアンコンシャス・バイアスに気付くことができます。

【木谷会長】

ありがとうございました。

予定の時刻に近づきましたので、ここまでにしたいと思います。

私は、アンコンシャス・バイアスについて懐疑的であり、完全に自由な価値観を強要されることには、苦しさがあると考えています。男性らしさや女性らしさについて良い悪いと議論するつもりはありませんが、バイアスそのものは、人間としてやむを得ないものであり、ステレオタイプといったものが無ければ、我々は判断することができません。間違っていた場合には当然、誤りを認めなければなりません。70億人全員を記憶できない中で、我々はステレオタイプや分類により、理解をするための知恵や工夫をしています。

考え方があまり行き過ぎると非常に上滑りをしてしまう危険がありますので、上滑りをしないように注意して計画を策定する必要があると思います。

以上で本日の議題は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年度第1回広島市男女共同参画審議会を閉会します。